

陳 情 番 号	4
付託先委員会	議 会 運 営 委 員 会
審 査 結 果 等	

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

住 所 島根県浜田市弥栄町
氏 名 有田康夫

地方自治法第2条第14項に基づく効率的な議会運営及び紹介議員の発言制限に関する陳情について

【陳情の趣旨】

- 1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

【陳情の趣旨】 浜田市議会における委員会審議において、委員以外の議員（紹介議員等）の発言を委員の質疑に対する補足説明および委員との質疑応答の範囲に限定し、執行部に対する直接かつ無制限な質疑・意見表明を制限するよう、議会運営規則等の改正または運用基準の策定を求めます。

- 2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

【陳情の理由】 地方自治法第2条第14項の遵守義務 地方自治法第2条第14項は、地方公共団体に対し「最小の経費で最大の効果」を挙げる義務を課しています。議会運営においても、議員報酬や職員人件費という公費を投じている以上、審議時間の浪費は公金の不当な浪費と同義です。委員会制度の形骸化の防止 現在の委員会運営において、一部の紹介議員が担当委員以外の立場でありながら、時間制限なく執行部と直接やり取りを続ける行為は、専門審査を行うための委員会構成の趣旨を逸脱しています。これは、正規の委員会メンバーである議員の審議時間を奪い、議会運営の経済合理性を著しく欠くものです。公人の時間の最適化 膨大な請願（60件以上）に対し、同一の紹介議員が重複する事実確認や意見表明を繰り返すことは、執行部や他議員の貴重な時間を不当に占拠する行為です。議員としての責務があれば、一般質問で行う方法や事実確認等は委員会外で事前に行うべきであり、公的な審議の場では「補足説明」に限定することが、最小費用で最大効果を得るための妥当な運用です。現在、私は「市民オンブズマンはまだ」の代表として、浜田市の不当な公金支出や法令違反を正すべく住民訴訟および住民監査請求を行っています。行政の不備を監視すべき議会そのものが、一部議員の権利濫用によって機能不全に陥り、公金を浪費することは、市民の利益を著しく損なう重大な問題であると断言します。以上の通り、効率的かつ公正な議会運営を実現するため、速やかな制度改善を強く求めます。

